

【新型コロナウイルスに係るインドネシア政府による入国時の措置（インドネシア到着時における検疫の取扱い）（続報）】

令和2年5月19日（総20第66号）

在デンパサール日本国総領事館

●インドネシア保健省は、インドネシアに入国しようとする外国人に対し、入国時に提示する健康証明書にPCR検査の結果を記載することを求め、健康証明書にPCR検査の結果が陰性であることを示す記載のない者に対しては、インドネシア到着時に迅速抗体検査(Rapid Test)を含む追加的健康検査を実施する旨通達し、これを運用しています。現在のところ、日系航空会社を利用してインドネシアに入国しようとする外国人(日本人を含む)に対しては、この運用が行われ、健康証明書にPCR検査結果の記載がなくても航空便への搭乗が可能となっていることが確認されています。その一方で、ガルーダ・インドネシア航空等の非日系航空会社においては、必ずしも同様の運用がなされているとは限らないとの情報にも接しています。

本件に関する最新の運用状況や航空便への搭乗条件等については、搭乗される航空会社にも予め確認していただくようお願いいたします。

●状況の推移に伴い、インドネシア政府は、インドネシア出入国に関する制度やその運用を随時変更しており、突然に入国規制が強化される可能性があります。当館としては、できるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めて下さい。

1. 新型コロナウイルスに係るインドネシア政府による入国時の措置(インドネシア到着時における検疫の取扱い)については、5月11日付けの当館お知らせメール

(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100053181.pdf>) 及び在インドネシア日本国大使館ホームページ「新型コロナウイルス対策に係るインドネシア政府の入国規制」(よくある御質問:FAQ)(https://www.id.emb-japan.go.jp/info20_20j_nyukokuFAQ.html) のQ10において、以下のとおりご案内しており、このことについて、インドネシア政府の理解を得ているところです。

保健省の通達では、「健康証明書」にPCR検査結果も記載するよう求め、その記載がなければ原則として入国を拒否するとされています。しかしながら、現在のところ、日本国内では、PCR検査は一般的に医療上の必要性が認められない方々に対しては行われていないため、邦人の方がPCR検査結果陰性の記載のある健康証明書を日本国内で取得することは難しい状況です。

このような日本国内の状況を在インドネシア日本国大使館からインドネシア政府へ説明し、スカルノ・ハッタ国際空港から入国しようとする邦人については、到着時に行われる追加的な健康検査における迅速抗体検査(Rapid Test)の結果が陰性であれば、持参した健康証明書にPCR検査結果の記載がなくても、インドネシアへの入国が実際の運用において特例的に可能となっています。

2. 現在のところ、日系航空会社(ANA 及び JAL)を利用してインドネシアに入国しようとする外国人(日本人を含む)に対しては、上記1. の運用が行われ、健康証明書にPCR 検査結果の記載がなくてもフライトへの搭乗が可能となっていることが確認されています。その一方で、ガルーダ・インドネシア航空等非日系航空会社においては、必ずしも同様の運用がなされているとは限らないとの情報にも接しています。

本件に関する最新の運用状況やフライトへの搭乗条件等については、搭乗される航空会社にも予め確認していただくようお願いします。

3. 4月1日付け当館お知らせメール

(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100039065.pdf>)にてお知らせしておりますとおり、インドネシアには感染症危険情報のレベル3「渡航中止勧告」が出されています。

やむを得ない事情等によりインドネシアへの渡航を計画されている方及び近々日本への帰国を含む渡航(一時帰国を含む)を計画されているインドネシア滞在中の邦人の方におかれましては、かかる渡航情報に留意するとともに、インドネシアへ渡航する場合には、最新情報を確認してください。